

町からのお知らせ

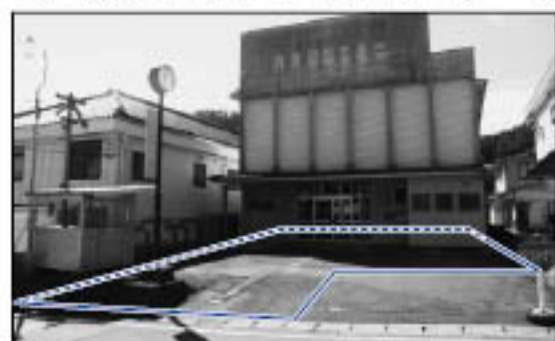
町有財産売却のお知らせ

次の町有財産を一般競争入札の方法により売却します。
希望される方は、役場総務課又は支所町民課にある応募要領をご覧のうえ、所定の様式に必要事項を記入し、提出してください。

詳細は、総務課行財政係（☎89-3330）までお問い合わせください。

申込受付期間：平成19年12月3日（月）～12月12日（水）

総務課
☎89-3330



所在地	神石郡神石高原町油木字市場乙1932番2 (仮地番)
土地	宅地（公簿）429.28㎡の一部 （実測）357.09㎡
建物	木造瓦葺2階建 事務所 306.39㎡
予定価格	5,100,000円

所在地	神石郡神石高原町油木字市場乙1807番1 (仮地番)
土地	宅地（公簿）297.52㎡の一部 （実測）186.10㎡
予定価格	2,400,000円



所在地	神石郡神石高原町近田字小吹1735番6
土地	宅地 187.73㎡
建物	木造瓦葺平屋建 事務所兼住宅 59.62㎡
予定価格	1,400,000円

- 実施時期
十一月中旬頃発送予定
- 実施内容
介護及び福祉に関する現状調査及び意向調査
- 実施対象者
①要介護認定等を受けていない六十歳以上の方
約1,000名（無作為抽出）
②要介護認定等を受けている在宅サービス利用の方
約600名
③要介護認定等を受けている施設サービス利用の方
約100名
- 実施方法及び回収方法
対象者の方に直接郵送します。（回収封筒を同封します。）

保健課
☎89-3366

介護及び福祉等に関するアンケート調査の実施とご協力をお願い

保健課と福祉課では、平成十九年度と平成二十年度で、平成二十一年度から平成二十三年度までの神石高原町高齢者プラン（第四期介護保険事業計画及び第四期老人福祉計画）を策定します。
このプランが皆様方のご意見に沿ったものとなるよう、アンケート調査を実施しますので、ご協力をお願いします。

福祉課

☎89-3335



子どもを虐待から守りましょう
十一月は児童虐待防止
推進月間です。

「かいけつのも
耳をもちかえ
なごわらわら」

いま、児童虐待が大きな社会問題となっています。

児童虐待の防止等に関する法律では、虐待の疑いがある場合は、誰でも通告する義務があると定められています。

○子ども虐待防止に、あなたが
できること

・ 隣人として「声をかける」
・ 「気になる」と思ったら
積極的に連絡(通告)して
ください。

通告は子どもを守るためのものです。連絡した人が特定されなごうに秘密は守ります。

気になる場合の連絡・相談先

役場福祉課

☎〇八四七-八九一三三三五

児童虐待などの相談機関

福祉こども家庭センター

☎〇八四一九五一一三三四〇

保育所入所児童の募集について

平成二十年四月からの新規入所児童を募集します。

○入所できる児童

両親の共働き、同居の親族の介護などのために、家庭で保育できないなどの児童が対象です。また、同居の祖父母などが保育できない状態であることも条件となっています。

○保育料

平成二十年年度の保育料は、入所児童の父・母及びそれ以外の扶養義務者(家計の主事者に限る)の平成十九年中の所得に課税される所得税額と平成十九年度の住民税額、それぞれの合計額によって算定します。

○申込書受付期間

平成十九年十二月三日(日)から平成十九年十二月十四日(金)まで

年度途中の入所申し込みは随時受け付けています。

○申込受付場所及び問合せ先

各保育所及び役場福祉課、各支所市民課福祉保健係、申込書等は、神石高原町のホームページからも見る事ができます。

・ ホームページアドレス
<http://www.insekigu.jp/>

○保育所一覽 (19年度の状況)

名称	所在地(電話番号)	定員	入所可能年齢	開所時間		休所日	障害児保育
				月曜日～金曜日	土曜日		
油木保育所	油木乙5029-5 (☎82-0906)	60名	満2歳～	7:45～17:45	7:45～12:30	日祝祭 年末年始	○ (相談して ください)
いずみ保育所	藤永甲1502 (☎87-0099)	45名		7:45～17:45	7:45～12:30		
とよまつ保育所	下豊松681-1 (☎84-2132)	60名	満3歳～	8:30～17:00 (保育時間)	8:30～12:00 (保育時間)	日祝祭 年末年始	○ (相談して ください)
こはたけ保育所	上2420 (☎85-2718)	60名		8:30～17:00	8:30～12:00		
くろみ保育所	井間2896 (☎85-3329)	45名					

住民課

☎89-3334

あなたの
住民税が
変わります。

住宅ローン控除の経過措置が新たに設けられます。

税源移譲で所得税が減少することにより、住宅ローン控除限度額が所得税より大きくなり、所得税から控除されなくなることがあります。

このため、平成十一年から平成十八年までに入居した方に限り、今まで所得税から控除されていた分については、申告により平成二十年

度分から平成二十八年度分までの住民税の所得割額からも控除する経過措置が設けられます。

申告手続等は、平成二十年は三月十七日までです。

産業課

☎89-3337

農業委員会からのお願い
標準小作料を
改定しました。

農地の標準的な小作料を公表のとおり改定しました。

標準小作料は、これからの農地の貸借の際に賃借料の参考としてください。

小作料は、地域の実情や地域の状況などを考慮して、貸し手と借り手がよく話し合って決めてください。

10a当たりの標準小作料

農地の区分	小作料の標準額	標準額算定の基礎とした主たる作物及び収量	標準収量
上田	八,〇〇〇円	水稲	五五〇kg
中田	四,〇〇〇円	水稲	五〇〇kg

注一 下田及び畑の小作料は、実情に応じて農業者で協議することとする。

注二 農地の区分には、標準収量の他に、当該区分の地形や自然条件及び耕作条件等を考慮して小作料額を決定するものとする。